



土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			自然現象の種類	土石流	溪流番号	428-1-013
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石流の高さが1mを超える場合、 土石流の移動による力が50kN/mを超える区域		告示番号	熊本県告示第248号	溪流名	内山川 2
	土石流の高さが1mを超える場合、 土石流の移動による力が50kN/mを超えない区域		告示年月日	平成20年3月28日	所在地	阿蘇郡高森町尺司
	その他の区域					